

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

(詳細は町村にお住まいの方は町村役場又は県福祉保健所へ、市にお住まいの方は市役所へお問い合わせください。連絡先は15・16頁掲載)

	資金の種類	貸付対象	内 容	貸付限度額	貸付期間
母子・父子・寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	3,720,000円	
		母子・父子福祉団体		5,580,000円	
	事業継続資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,860,000円	
		母子・父子福祉団体		1,860,000円	
	修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡母の扶養者	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	別表(11頁)のとおり	修学期間中
	技能習得資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	技能や資格を得るために必要な授業料、材料等の資金	月額 68,000円 (特別 816,000円)	知識技能を習得する期間中5年以内
	修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年以内
		寡母の扶養者			
	就職支度資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	就職に直接必要な被服等を購入する資金	1回につき110,000円 (特別 340,000円)	
		寡母の扶養者	お子さん等が就職に直接必要な被服等を購入する資金		
	医療介護資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 510,000円) 介護 500,000円	
		寡母の扶養者	お子さん等が医療を受けるために必要な資金		
	生活資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	①配偶者のない者となつて7年未満の者	月額 118,000円 (合計283.2万円以内)	配偶者のない者となつて7年を経過するまで
			②技能習得中及び医療介護を受けている期間の生活費補給資金	月額 118,000円 月額 141,000円	医療又は介護を受けている期間中1年以内 知識技能を習得する期間中5年以内
		母子家庭の母父 父子家庭の母父	③失業中の生活安定に必要な生活費補給資金	月額 118,000円	離職に係る日の翌日から起算して1年以内
			④家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した方に対する児童扶養手当支給開始までの生活を安定させるための資金	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	原則3か月
		母子家庭の母父 父子家庭の母父			
	住宅資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	住宅の建築・購入、増・改築、補修保全及び建て替えのために必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	
	転宅資金	母子家庭の母父 父子家庭の母父	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	260,000円	
	就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡母の扶養者	お子さんの入学に必要な被服等の購入資金(小・中学校については、所得制限あり)	別表(10頁)のとおり	
	結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡母の扶養者	お子さんが結婚するにあたり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	340,000円	

〈注〉なお、高知市にお住まいの方は、高知市が直接貸付けを行いますので、高知市役所こども未来部子育て給付課(823-9447)へお問い合わせください。

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付金には12種類の資金があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。償還金が次に借りたい方の資金となります。

据置期間	※1 償還期間	※2 利率/年
貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子又は1%
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後7年以内	無利子又は1%
修学終了後6か月間	据置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子又は1%
技能習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子又は1% 無利子
医療又は介護を受ける期間が満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	無利子又は1%
生活安定貸付期間満了後6か月間	据置期間経過後8年以内	無利子又は1%
医療又は介護を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	
知識技能の習得期間満了後6か月間	据置期間経過後20年以内	
失業貸付期間が満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	
貸付期間終了後6か月間	据置期間経過後10年以内	
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後6年以内 (特別は7年以内)	無利子又は1%
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後3年以内	無利子又は1%
修学又は修業を終了後6か月間	据置期間経過後10年以内 専修学校(一般課程)、修業施設は5年以内	無利子
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後5年以内	無利子又は1%

(令和8年4月現在)

※1) 償還期間については、各資金に定める期間を上限としますが、その期間内であっても、原則として貸付金の額に応じて上表「償還期間について」のとおりとなります。
※2) 「無利子又は1%」…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%の利子が付きます。

償還期間について	
貸付金の額	償還期間
100,000円未満	3年以内
100,000円以上700,000円未満	10年以内

就学支度資金貸付限度額一覧表			
学校種別	内 容		限度額
小学校	小学校に入学する場合(所得制限あり)		91,600円
中学校	中学校に入学する場合(所得制限あり)		101,000円
高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅から通学する者	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	自宅外から通学する者	国公立	160,000円
		私立	420,000円
専修学校 (一般課程)	自宅から通学する者		150,000円
	自宅外から通学する者		160,000円
大短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅から通学する者	国公立	420,000円
		私立	580,000円
	自宅外から通学する者	国公立	430,000円
		私立	590,000円
修業施設	中学校卒業生	自宅	150,000円
		自宅外	160,000円
	高等学校卒業生	自宅	272,000円
		自宅外	282,000円

注) 専修学校 高等課程 中学校卒業程度
〃 一般課程 学歴不問
〃 専門課程 高校卒業程度